

2024年 10分ドリル 追記等について

最新の改正点（宅建業法 35条書面）について、お伝えいたします。こちらは、教材作成後に改正されたため、下記の教材に反映されておりません。大変お手数ですが、追記等をお願い申し上げます。

宅建士 出るところ 10分ドリル P120 解答⑬

【変更前】

⑬ 実施後1年経過していないものに限る

【変更後】

⑬ 実施後1年（鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造の共同住宅等にあつては、2年）経過していないものに限る

宅建士 出るところ 10分ドリル P122 解答・解説

【変更前】

（実施後1年経過していないものに限る）

【変更後】

（実施後1年（鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造の共同住宅等にあつては、2年）経過していないものに限る）